

堂島法律事務所 DOJIMA LAW OFFICE

News Letter

Vol. 51
2025/08

本号の掲載記事

●堂島国際部門だより「シンガポールでの出向を終えて(1)」

●トピック 不動産法務「住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律について」

●トピック 競争法「2025 年下請法改正—下請法から取適法へ—企業取引研究会報告書にみる下請法改正のポイント」

●堂島法律事務所ウェビナーのご案内

●近時の実務話題&裁判例レビュー

弁護士 王 宣麟

弁護士 松尾 洋輔

弁護士 酒井 紀子

弁護士 大川 治

堂島国際部門だより

シンガポールでの出向を終えて(1)

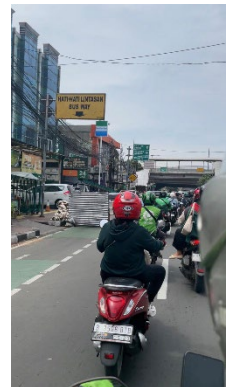
弁護士 王 宣麟



1 はじめに

早いもので 2024 年 8 月から開始したシンガポールでの出向もあったという間に 1 年が経過しました。ちょうど 1 年前にニュースレターを通じて、中国留学の総括を 5 回にわたり共有させていただきました([統合版はこちら](#))。以前に留学していた中国とは異なって、東南アジアというまた新たな地域に飛び込み、「刺激的な生活」を送りながら、日々たくさんの知識を吸収していました。「刺激的な生活」の一例として、私はタイ、ベトナム、インドネシアでの出張中の移動は基本的に電車(MRT等)かバイクタクシーを利用するのですが、現地人が運転するバイク後方に乗り、渋滞で止まっている自動車の隙間を縫うように移動するため、なかなかスリルがあります。東南アジアの多くの国では市街地の渋滞は深刻であり、タクシー移動だと時間がかかりすぎるため、この方法を使えば、経済的にもそうですが、移動時間も節約できるため、非常に効率的です(但し何かあった時の身の安全は保証できません。)

こうした学びを法律面からだけではなく、生活面も含めて皆様にシェアできればと思い、再び筆を執ることにしました。私は「現場のことは、現場の人が一番よく理解している」と考えています。



昨今は生成 AI のおかげで現場に行かなくともある程度の情報は収集できるようになりました。しかし、さらに一歩踏み込んだ生の情報は、自分の眼で見て、耳で聞くことでしか

得られません。その趣旨も踏まえて、今回も<中国留学編>と同じように、①生活面、②法律事務所での出向、③シンガポール周辺国の状況・法制度、④ASEANでのネットワーク拡大、というテーマ別に分けて、毎月皆様に新鮮な情報をお届けできればと思います。

2 食生活

シンガポールの国土面積は、東京 23 区とほぼ同程度であり、この中に約 570 万人が暮らしています。そのうちの 7 割が中華系であり、残りはマレー系、インド系を中心とする多民族国家で、宗教や文化の多様性も高く、こうした多国籍背景があることから、食事に関しては多種多様であり、日常的に「万博」の雰囲気味わうことができます。例えば、私は節約も兼ねてホーカーセンター（以下「ホーカー」といいます。）と呼ばれるフードコートによく食べに行っていました。ホーカーのイメージは、日本のショッピングモールに入っているフードコートと同じですが、それが街中（屋外・屋内）のいたるところにあるのです。例えば、シンガポールで一番有名な巨大ホーカーである「Lau Pa Sat」（出向先ビルの間隣にあるラオパサ。下記写真下）には、合計 60 以上の屋台が入っており、食事のバリエーションも、シンガポールのローカル飯から、中国、インド、タイ、ベトナム、インドネシア、日本の料理まで種類が豊富です。



ここで食事をすれば、よほどの大食いでない限り、物価が高いシンガポールでも 10 シンガポールドル (SGD) 以下で済ませられるため、ローカルの人も含めて基本的に外食はホーカーで済ます、というのが通常ようです。私も同僚とよくホーカーに行っていたのですが、シンガポール飯として特にお勧めしておきたいのは、チキンライス、バクテー（肉骨茶）、

海老麺です。これらはどのホーカーでも販売されているのですが、私の職場だった Raffles Place 周辺だと美味しい所が多いので、とりあえず人が並んでいそうな所に並べば大きな失敗はしないかと思います。なお、ホーカーではなく、レストランで食べるおすすめシンガポール飯は、有名どころではありますが、チリクラブとバンズ（饅頭）です（下記写真下）。



3 住環境

統計にもよりますが、シンガポールの物価は世界一（ニューヨーク以上）であると評価するランキングも随分増えました¹。食事に関しては、会食や飲み会はさておき、一人で食べる分にはある程度節約することができるのですが、そんな中で、物価が高いなと特に感じるのは「家賃」です。オフィスが固まっている中心地に近ければ近いほど家賃は高額になるのですが、駐在員が住むようなコンドミニアムは、1Room（約 30 ～ 40 m²）ですら 3000SGD（約 33 万円）は超えるのが当たり前で、ご家族がいる方で 2LDK 以上だと 5000SGD（約 55 万円）を超えるのも普通です。この金額であったとしても、水回りや電気系統でよく故障を起こしたり、エアコンのトラブルが出るのも頻繁であり、築年数もそれなりに経過しているところも多いので、日本で暮らしていた方からすれば、「コスパ悪いな～」という印象を抱くのが通常かと思います。ただ、高いと感じるのは、実はシンガポール人も同じであり、彼らの 80% 以上は公営住宅（「HDB」と呼ばれます。下記写真の建物）を購入（永住者を除き外国人は購入不可）もしくは借りて生活をしています。



シンガポール人の大卒初任給中央値は 4,500SGD² (日本円換算だと約 50 万円) と言われているものの、一人暮らしをするに給料の多くが高額な家賃に消えるわけですから、なるべく節約したい、という思いはシンガポールも同じです。そのため、若いシンガポール人は、国土面積が小さいため別居する必要性が低いということもありますが、実家で親と暮らすのが当たり前のようです。この点は、大学生もしくは社会人になれば一人暮らしを始める文化が存在する日本とは大きく異なるように思いました。

4 交通

交通インフラに関しては、非常に整備されており、MRT、バス、タクシー（ライドシェア）を駆使すれば端から端まで格安で移動できます。バスやMRTの移動は基本的に1SGD少し、ライドシェアについては他の周辺国に比べるとやや高いものの、日本のタクシーに比べて格段に安く、シンガポールのチャンギ空港から中心地である Raffles Place まで 30SGD 前後で移動（約 20km）ができるため、交通に関しては利便性も高く、経済的です。

また、シンガポールからマレーシア行きのバスも街中から出ており、例えば、近隣のジョホールバルまではイミグレ移動込みで約1時間、7SGD で移動できてしまいます。なお、この距離であっても国境を跨ぐ以上、マレーシアに入った途端、物価が下がるため、週末にはジョホールバルに外食、日用品の買い出しをするシンガポール人も多いようです。

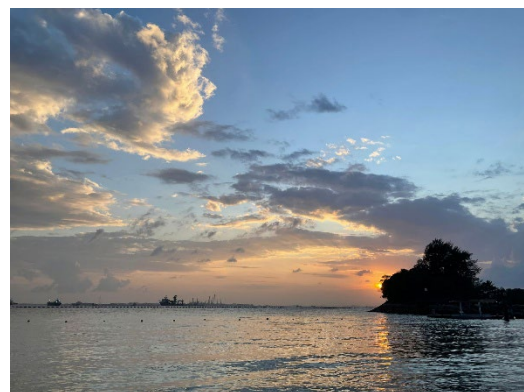
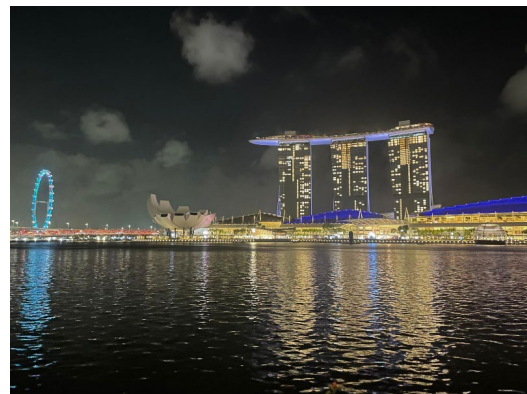
さらに、チャンギ空港は世界一整備された空港として有名であり、ターミナルは1～4まであり面積もとても大きく、世界各国へのフライトがひしめいています。タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシアのほとんどの都市は2時間以内で

到着しますし、LCC を使えば、それなりに安く移動することもできるため、こうした ASEAN 各国への利便性は非常に魅力的だと感じました。シンガポールにいる多くの日本人駐在員も、その実働は周辺国というところも多いため、皆さん頻繁にチャンギ空港を使用し、周辺国に出張に行っています。ビザ保有者であれば、入国時に顔パスで自動ゲートをくぐることができるため、パスポートを出す必要もなく、混雑もないため非常にスムーズに入国ができるのが先進的だなと感じました。

5 最後に

シンガポールの観光スポットの数自体はそれほど多くはありませんので、旅行者にとってはやや物足りない場所と捉えられがちです。しかし、この国で生活をする・働く、という文脈でいうのであれば、交通の便がよく、職場付近も含めて自然に溢れており、観光スポットも含めてどれも近い所にあるため、生活は非常に快適だといえるでしょう。

職場から歩いて 10 分の場所に観光スポット「マーライオン」や象徴的なホテルである「マリーナ・ベイ・サンズ」(下記写真上) もあり、小さい国だからこそ味わえる楽しさもありました。観光スポット自体は一度行けば満足はするものの、やはりこの景色は何度見ても圧巻されますし（特にバスからの眺め）、数は少ないものの魅力的な観光スポットが多いのは事実だと思います。また、少し足を延ばせば、セントーサ島と呼ばれる小さな島（下記写真下）にもモノレールで行けてしまうので、気分転換もしやすいです。こうした日本とは大きく異なる環境で約1年間働く機会を得ることができたのは、とても貴重な経験だったと思います。



最後に、紙面の関係上割愛しましたが、具体的なおすめの飲食店や穴場観光スポット等、シンガポールの生活面で気になる情報がある方は、当職まで個別のご連絡をいただければと存じます。次号もどうぞお楽しみに。

(注)

1 <https://www.travelvoice.jp/20231214-154750>

2 <https://mothership.sg/2025/02/uni-fresh-grads-survey-jobs-salary/>

トピック 不動産法務

住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律について



弁護士 松尾 洋輔

1 はじめに

令和6年6月5日、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）が公布され、令和7年10月1日から施行されることとなりました¹。本改正は、住宅確保要配慮者（高齢者、低所得者、障害者等）の居住の安定確保と、賃貸住宅市場における諸課題の解決を目的としており、不動産業界をはじめとする関係事業者にとって重要な制度変更となります。

2 改正の背景

我が国では、単身世帯の増加や持ち家率の低下が進行しており、今後、高齢者、低所得者、障害者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが一層高まることが予想されます。一方で、民間の空き家・空室は増加していることから、これらの住宅資源を活用し、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の供給を促進することを目的として、平成29年に、以下の3つの柱から成る住宅セーフティネット制度が設立されました。

- ①セーフティネット住宅の登録制度
- ②セーフティネット住宅の改修や入居への経済的支援（改修工事費用の補助、家賃債務保証料等の補助）
- ③住宅確保要配慮者のマッチング・居住支援（居住支援協議会、居住支援法人、協力不動産会社、大家の相談窓口の設置）

しかしながら、賃貸用空き家が約433万戸（平成30年時点）存在するのに対し、セーフティネット住宅の登録数は令和4年9月時点で76万戸にとどまります。賃貸人の多くが賃借人の孤独死や死亡時の残置物処理、家賃滞納等に対する懸念を抱いていることもあり、住宅セーフティネット制度の利用促進が十分とはいえない状況にあります。

このような課題を受け、誰もが安心して賃貸住宅に居住で

きる社会の実現を目指して、今回の法改正が行われました。

3 改正法の主要な柱

改正法では、以下の3点を主要な柱として、住宅確保要配慮者が安心して生活を送るための基盤となる住まいを確保できるよう、賃貸住宅への円滑な入居環境の整備を推進しています。

（1）大家が賃貸住宅を提供しやすく、住宅確保要配慮者が円滑に入居できる市場環境の整備

①賃貸借契約が相続されない仕組みの推進

賃借人の死亡時まで更新されず、死亡と同時に終了し相続人に相続されない「終身建物賃貸借」の制度を利用する場合、利用促進のための見直しが行われます。終身建物賃貸借事業を行おうとする者は、対象となる賃貸住宅ごとに国交省の認可を受ける必要があったところ、改正法では、事業単位での認可が受けられることになり、複数の賃貸住宅を所有する賃貸人にとって、制度が利用しやすくなるが見込まれます。

②残置物処理に困らない仕組みの普及

居住支援法人（住宅確保要配慮者の居住支援を行う法人として都道府県が指定する）の業務としては、（i）登録住宅の入居者への家賃債務保証、（ii）住宅相談などの情報提供・相談、（iii）見守りなどの生活支援（iv）これらに付帯する業務が想定されていますが、改正法により、入居者からの委託に基づく残置物の処理業務が追加されることとなります。これにより、賃貸人が入居者退去時の残置物処理の負担を懸念せずに済むことが期待されます。

③家賃の滞納に困らない仕組みの創設

現在も、家賃債務保証業務を行う事業者は存在しますが、当該事業者の審査を通らないために保証制度を利用できず、入居に支障を来す入居者が少なくありません。そこで、改正法では、住宅確保要配慮者からの申込みを正当な理由なく拒まないことなどを要件として、家賃債務保証業者を国土交通

大臣が認定する制度を設け、さらに、認定保証業者が家賃債務保証を行った場合の負担について、機構が保証する旨の保険制度を設けることで、入居者が家賃債務保証制度を利用しやすくしました。

(2) 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

居住支援法人等が賃貸人と連携し、入居者の見守りサービスや福祉サービスへのつなぎ等の入居中サポートを行う賃貸住宅を「居住サポート住宅」として都道府県等が認定する制度が創設されます。居住支援法人等が訪問等、あるいは ICT デバイスを活用して入居者の安否確認を行い、生活や心身の状況が不安定になったときには、生活保護制度、介護保険サービス、障害福祉サービス等に繋ぐ体制を整えることにより、入居者が社会から孤立し、究極的には孤独死に至るリスクを低減することが見込まれます。

(3) 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

市区町村による居住支援協議会（地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体）の設置を努力義務化して促進を図ります。住まい探しは民間で対応する事柄であるという固定観念をあらため、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退去時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進することが見込まれます。

4 実務への影響と対応のポイント

(1) 不動産事業者への影響

居住サポート住宅の認定により、見守りサービス等を組み合わせた差別化された賃貸住宅の提供が可能となることが期待されます。

認定家賃債務保証業者の活用や残置物処理手続きの円滑化により、住宅確保要配慮者の受け入れに伴うリスクが軽減されます。賃貸仲介業、不動産管理会社としては、改正法による各種認定制度や支援制度について理解を深め、顧客への適切な情報提供体制を整備することが重要です。

(2) 賃貸住宅オーナーの物件活用促進

改正法がもたらす、家賃滞納リスクの軽減、孤独死対応の円滑化、継続的なサポート体制の整備により、賃貸住宅オーナーとしては、より安心安全に所有物件を住宅確保要配慮者に賃貸することができるようになり、休眠物件等の活用が期待できます。

(3) 福祉関係事業者との連携

居住サポート住宅の利用促進において、居住支援法人の活動がますます重要になります。居住支援法人は令和 7 年 6 月

30 日時点で、全国で 1064 法人が指定を受けていますが、福祉関係事業者との連携を強化できる法人が、より競争力を高めるものと思われます。

5 施行に向けて

改正法は令和 7 年 10 月 1 日に施行されます。

施行に向けて、令和 7 年 7 月 1 日から認定家賃債務保証業者の認定申請の受付が開始されています。また、令和 7 年 7 月 1 日時点において、指定を受けている居住支援法人では、残置物処理等業務を行う場合には、業務の変更の認可を受ける必要があり、こちらも申請の受付が開始しています。

6 おわりに

今回の住宅セーフティネット法改正は、超高齢社会の進展に対応し、誰もが安心して住まいを確保できる社会の実現を目指す重要な制度改革です。

筆者は、身寄りがない高齢者や親亡き後の障害者等のいわゆる「おひとり様」の支援に取り組んでおり、生涯の支援を提供するかかりつけの弁護士「ホームロイヤー」制度の普及を目的とした、大阪弁護士会のホームロイヤープロジェクトチームの座長を務めています。

ホームロイヤー制度の活用を通じて、我々法律職が行う支援と、住宅セーフティネットのような公的な支援が「おひとり様」が安心して暮らせる社会の構築に資することを願っています。

(注)

1 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001760404.pdf>

2025 年下請法改正ー下請法から取適法へー 企業取引研究会報告書にみる下請法改正のポイント

弁護士 酒井紀子



下請法改正の概要については、[News Letter Vol.47](#) (2025 年 4 月発行) の「速報！重要法律案特集」でとりあげました。同改正法は、同年 5 月 16 日に成立、同月 23 日に公布され、2026 年 1 月 1 日施行となっています。

現在、規則、運用指針について改正案が公表され、パブリックコメントに付されています¹。

法律名は「下請代金支払遅延等防止法」から、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」へと変更され、略称は「下請法」から「中小受託取引適正化法」、通称は「取適法」とされています。

具体的な改正内容については次号以降 (Vol.52 から Vol.54) で取り上げる予定です。

今回は、改正の経緯とその方向性について、「企業取引研究会報告書」に沿って説明します。

1 企業取引研究会報告書²

今回の改正は、政府のめざす「経済財政運営と改革の基本方針 2024」にある「構造的な価格転嫁」がベースにあります。これは、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(2021)による価格転嫁の一環として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」という新たな商慣習の実現を図っていくことが必要であり、そのためには取引環境の整備が重要であるとされています。

また、下請法についてみると、主要な改正が行われてから 20 年余が経過しており、現在の経済実態にあわせた取引環境の整備も必要であるとされています。

これらについて詳細に検討するため、公正取引委員会及び中小企業庁は、研究会を開催し、2024 年 12 月 25 日「下請法及びこれに係る法に係る研究報告書」を公表し、パブリックコメントに付されました。これに対して多くの意見が出されています³。

次項では、報告書の内容について、下請法の問題点と解決の方向性について説明します。

2 下請法の問題点と法改正の方向性

(1) 適切な価格転嫁の環境整備 (「買いたたき」以外の規制の導入)

A 問題点

下請法 4 条 1 項 5 号は、親事業者が下請事業者との間で下請代金の額を決定する際に、「通常支払われる対価」に比べて「著しく低い額」を下請事業者に押し付けることを違反行為と規定しています (買いたたき)。しかし、下請取引は個別性が高く、「買いたたき」の要件である「通常支払われる対価」は認定が難しいため、「市価」「従前の対価」と解釈することで認定してきたという経緯があります。

しかし、適切な価格設定のためには、むしろ「買いたたき」の前提となる交渉プロセスに着目し、親事業者が、一方的に価格を決定する、価格の引上げに係る協議に応じない、協議のために前提となる説明や資料提供を行わないなど、実効性のある協議や交渉が行われていないといった行為を規制するべきであるとされています。

B 解決の方向性

適正な価格設定のためには、実効的な価格交渉が行われることが必要であり、親事業者が、下請事業者からの協議の申出に応じないなどにより、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を規制する必要があるとされています。

(2) 下請代金の支払手段 (約束手形の廃止)

A 問題点

手形による支払の場合、下請事業者は手形サイトに相当する期間は現金を受領できないこと、資金繰りのために手形を割引く際には、割引料が必要となり、通常は下請事業者が負担することといった不利益を被ることがあります。

また、金銭以外のさまざまな支払手段も登場し一般的にも利用されています。

B 解決の方向性

現在の経済環境や商慣習の変化等を踏まえれば、

①手形は下請法の代金の支払手段としての使用を認めない

②その他金銭以外の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）について、支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めない

③振込手数料を下請事業者負担させない
ことが必要であるとされています。

また、今後の課題として、これに伴い負担が生じる親事業者を含めたサプライチェーン全体の問題として検討することもあるとされています。

(3) 物流に関する商慣習の問題（運送事業者に対する下請法の適用）

A 問題点

運送事業についてはいわゆる 2024 年問題としてさまざまな整備・取組が行われています。

一方で、独占禁止法・下請法の規制としては、運送事業という一連の取引について異なる規制があります。具体的には、運送事業のうち、元請運送事業者と下請運送事業者の取引については下請法の対象とされ、荷主と元請運送事業者との取引については独占禁止法に基づく「物流特殊指定」により規制されています。

これは、つぎのような事情によるといわれています。一般的に、発荷主と着荷主との間の製造委託や販売等の契約においては、発荷主が物品を指定場所に運送することも含まれています。このため、発荷主は運送事業者に対し当該運送業務を委託することになります。しかし、通常、発荷主と着荷主の間では、明示的な有償の運送契約等が結ばれないことから、発荷主から運送事業者への運送業務の委託は自家使用役務（自ら使用するサービス）の委託取引として、下請法の適用対象とはされていません。他方、荷主は運送事業者に対し取引上優位にあり、運送事業者に不利益を負担させることが多くみられたことから、不公正な取引方法の「物流特殊指定」として規制されています。

B 解決の方向性

上記のような複雑な法適用を整理し、より簡易な手続により、迅速かつ効果的に問題行為を是正するためには、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引とすべきとされています。

(4) 下請法の執行に係る省庁間の連携のあり方

A 問題点

下請法違反に該当する行為に対して執行を強化するためには、公正取引委員会、中小企業庁及び事業所管省庁が連携して厳正に対処していくことが必要とされています。

B 解決の方向性

設置法・事業法の事業所管省庁は、現行法でも中小企業庁の措置請求のための調査権限を有していますが、下請法上問題のある行為についても指導する権限を規定するべきとされ

ています。

下請事業者が申告しやすい環境を確保するため、報復措置の禁止（4 条 1 項 7 号）の申告先として、事業所管省庁の主務大臣を追加するべきとされています。

(5) 下請法の適用基準（下請法逃れの対処方法）

A 問題点

下請法は、簡易な手続により、迅速かつ効果的に対処するため、適用の対象となる下請取引の範囲を①事業者の規模と②取引の内容の両面から定めています。

①については、親事業者と下請事業者の範囲は、資本金の額が基準となっています。しかし、会社法における資本金制度の柔軟化・減資手続の緩和や経済活動の変化により、事業規模と資本金額のバランスを失う場合が生じています（たとえば、減資をすることで下請法の親事業者の対象から外れる、取引先に増資を求めることにより下請事業者の対象から外れるなどの事例）。

このような状況をふまえ、事業者の要件として、現行の資本金基準に加えて、従業員数、取引依存度などの新たな基準について検討されています。

B 解決の方向性

下請法の規制を逃れる事業者に対処するため、現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していくことが適切であるとされました。具体的には、従業員数 300 人（製造委託等）又は 100 人（役務提供委託等）の基準を軸に検討されています。

(6) 「下請」という用語

A 問題点

下請法における「下請」という用語は、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）が対等な関係ではないという語感があること、発注者である大企業の側でも「下請」という用語は使われなくなっていることから、法律における用語の問題について検討されています。

B 解決の方向性

取引適正化に向けた国民の意識改革をより一層推進させることも企図して、「下請」という用語を時代の情勢変化に沿った用語に改める必要があるとされています。

(7) その他

その他取り上げられた問題点は以下のとおりです。

A 金型以外の型等に関する問題

2003 年に金型を発注する行為を下請法の対象とする旨の法改正がありましたが、金型以外（例えば木型や樹脂型等や一部の治具）についても、同様の取扱をすることが適切であるとされています。

B 遅延利息に関する問題

下請法4条の2では、遅延利息の対象行為は支払遅延に限られています。しかし、減額についても、支払われなかった委託代金との差額部分について、支払遅延と同等と評価し得ることから、遅延利息の対象とするとされています。

C 既に違反行為が行われていない場合の勧告の整備

下請法7条1項では、受領拒否、支払遅延及び報復措置に係る勧告は、行為が継続している場合に行われるものと規定されており、既に行為がなくなっている場合には勧告できません。しかし、勧告の内容には再発防止策なども含まれ得ることから、受領拒否、支払遅延及び報復措置について、過去に当該行為をした事実が認められた場合には、勧告することができるようにするべきとされています。

D 書面の交付等に係る規定の整備

下請法3条では、書面の交付が義務付けられており、同条2項で、電磁的方法で提供する場合には下請事業者の事前の承諾が必要とされています。しかし、電磁的方法の提供については、広く普及している電子メールによることも可能であり、利用できるようにすべきとされています。

3 今後の検討課題

適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象とならない取引を含むサプライ

チェーン全体における適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題（特に着荷主と実運送事業者の問題）に対する対応、知的財産・ノウハウの取引適正化など「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応することが必要であることから、「企業取引研究会」を再度開催することになりました⁴。

なお、中小企業者との知的財産・ノウハウの取引に関しては、知的財産取引適正化ワーキンググループを設置し検討していくことになりました⁵。

いずれも報告書等の公表の際には、ご紹介させていただきたいと考えています。

(注)

1 パブリックコメントの提出期限は8月15日23:59となっています。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250716_toriteki.html

2 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/1225_kigyotorihiki_repot.html

3 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/feb/250221_kigyotorihiki_appendix.pdf

4 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250729_kigyotorihiki.html

5 https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/aug/250801_chizaiwg.html

堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。30分・オンラインで気軽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第22回「改正下請法（中小受託取引適正化法）大づかみ」

講師：弁護士 富山 聡子

開催日時：2025年9月18日（木）15時00分～15時30分

令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月23日に公布されました。

改正によって、下請法は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（「中小受託取引適正化法」、「取適法」）となりました。

施行は令和8年1月1日に予定されていますが、従来の下請法実務から大きく変わる点もありますので、主に親事業者の立場から、改正下請法の留意点と施行日までの準備事項についてご説明します。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_rzLq9MyCRrGhfCs5TByQ



近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治



7月2日、事業性融資推進法の施行期日が令和8年5月25日に決定

2025年7月2日、事業性融資の推進等に関する法律の施行期日を定める政令（政令第242号）が出され、施行期日は2026（令和8）年5月25日とされました¹。また、同じく7月2日、金融庁が「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（案）」及び「事業性融資の推進等に関する法律施行令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について公表し²、事業性融資の推進等に関する法律施行令、企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令などが制定されています。

事業性融資の推進等に関する法律（以下「事業性融資推進法」といいます。）については、本ニュースレターでも何度か取り上げてきましたが、いよいよ施行期日が定まり、関係する政令等も制定されましたので、「企業価値担保権」が存在する世界を見据えて対応を検討する必要があります。

今回は、与信管理実務にフォーカスしてみます。

事業性融資推進法が施行された後、実際に企業価値担保権が設定される事案が現われるのがいつ頃になるかはまだ見通せませんが、取引先の会社が企業価値担保権を設定することが起こりうることになります。

そうすると、取引開始時の与信審査において、取引先の商業登記簿を確認して企業価値担保権の設定登記の有無を確認することがルーティーンになると思われます。後述のとおり、実際には、商取引債権は有利に扱われる可能性があるものの、先立つ企業価値担保権があると、取引先から個別財産について担保設定を受けても劣後するし、動産売買先取特権も劣後するので、与信判断の前提に影響せざるを得ないからです。

既に取引関係を継続している売掛先が企業価値担保権を設定した場合はどうでしょうか。企業価値担保権設定前に、自社が担保権の設定を受け、対抗要件を備えている場合は企業価値担保権に優先します（ただし、占有改定により対抗要件を具備した譲渡担保については、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律が施行された後、占有改定劣後ルールにより、企業価値担保権に劣後するので要注意です。同法36条1項）。しかし、担保権の再設定が必要になった場合は、

劣後することになるので要注意です（たとえば、集合債権譲渡担保権について一定期間に発生する債権を担保目的としている場合、期間終了後は再設定が必要になる）。

既存の担保がない場合、企業価値担保権が設定されたことを理由に、与信限度額の見直し等をするべきでしょうか。企業価値担保権が設定された場合、金融機関による適切なモニタリング等が期待できると思われますし、仮に企業価値担保権が実行された場合でも、商取引債権等については、管財人の申立てにより裁判所が「債務者の事業の継続、債務者の取引先の保護その他の実行手続の公正な実施に必要がある」と認めて許可した際は、随時・優先的に弁済する（法93条2項）ことが想定されています（金融庁「事業性融資の推進等に関する法律施行令第1条・第2条等に係る考え方」³）。そうすると、リスクが大きくなったとは一概にはいえず、慎重な検討は必要ですが、与信限度額の見直し等の対策が直ちに必要になるとまではいえないようにも思われます。

（注）

1 <https://www.kanpo.go.jp/20250702/20250702g00151/20250702g001510007f.html>

2 <https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250702/20250702.html>

3 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250430-2/08.pdf>

7月22日、日本監査役協会、「会社法改正に係る提言（指名委員会等設置会社における監査委員会制度を中心に）」を公表

本ニュースレターでも何度か取り上げていますが、現在、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会で改正審議が継続中です。直近では、7月30日に第4回会議が開催され、第3回の部会資料3（株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討（1））、今回の部会資料4（株主総会の在り方に関する規律の見直しに関する論点の検討（2））に基づいて、①株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項（部会資料3）、②「会議体」としての株主総会に関する規律の見直し（部会資料4）、③株主提案権に関する規律の見直し（部会資料4）等が議論されたようです。

部会での改正審議の状況については、また、定期的に取り上げたいと思いますが、今回は、7月22日に日本監査役協会が公表した提言をご紹介します¹。この提言は、「指名委員会等設置会社について選択しやすくするような制度改正を望む意見があるようだが、指名委員会等設置会社の「監査委員（会）」は監査の観点では基本的に監査役（会）や監査等委員（会）と同等の責任を負っているにもかかわらず、監査委員の身分保障は、監査役や監査等委員と比べて脆弱であり、それに応じて監査委員会の執行側からの独立性も、監査役（会）や、監査等委員会に比して弱いものになっている」という問題意識の下で、監査委員会の独立性を強化する方向での提言を行っています。

指名委員会等設置会社は、モニタリング・モデルにもっとも親和的といった評価がなされ、実際、指名委員会等設置会社の「取締役会」は、「経営の基本方針」その他の業務執行を決定し、決定された業務執行の具体的な執行を担う「執行役」を選任してその職務の執行を監督し、人事（指名（取締役選任議案の決定）、報酬（執行役、取締役の個人別報酬の決定））、監査を、取締役会決議により取締役から委員を選定して組織する指名委員会、報酬委員会、監査委員会（いずれも過半数は社外取締役）に委ねるという仕組み（しかも取締役、執行役ともに任期は1年で毎年株主総会によるチェックを受ける）となっています。しかし、上記提言が指摘しているように、「監査」という観点では、指名委員会等設置会社の「監査委員会」は、監査役、監査等委員と同等の職責を担っているのに、制度上、監査委員の身分保障、独立性がやや脆弱なように思われます。

現在の改正審議では、「取締役の一部のみで構成される指名委員会のみが取締役の選任に関する議案の内容を決定する権限を有することは、特に取締役の過半数が社外取締役である場合には合理性が乏しい」（部会資料1、6頁）等の指摘を踏まえて各委員会の権限の見直しが議論されるようですが、監査委員会に関しては、むしろ権限強化、独立性を強化する方向で見直しをはかるのが合理的だろうと考えています。

いずれにせよ、改正審議の行方を注視したいです。

（注）

1 <https://www.kansa.or.jp/support/library/post-14243/>

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。

また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）

メール：newsletter@dojima.gr.jp

WEB：www.dojima.gr.jp